

消費者基本計画の検証・評価・監視
 施策におけるヒアリング項目について

平成 23 年 11 月 11 日
 消費者委員会

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
60	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。
62	<p>無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。</p>	金融庁	引き続き実施します。
48	<p>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</p> <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行い</p>	金融庁	引き続き実施します。

	ます。		
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
50	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、その取締りを強化します。	警察庁	継続的に実施します。
51	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。	警察庁	継続的に実施します。
52	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を通じ、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を推進します。	警察庁	継続的に実施します。
44-2	貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	消費者庁 警察庁 経済産業省	平成 23 年度中できる限り早期に措置を講じます。 平成 23 年度中に検討し結論を得ます。

施策番号 60

- Q 1 未公開株、社債、ファンド、各種指標取引等金融商品被害の PIO-NET の相談件数と被害傾向を平成 21、22、23 年度について説明されたい。
- Q 2 未公開株、社債、ファンド取引等を利用した詐欺的商法事案の摘発状況について、件数と主な傾向を示されたい。
- Q 3 詐欺的商法の被害抑止等において、犯罪関与口座凍結制度の積極的運用が重要と思われるが、特に振り込め詐欺、ヤミ金及び投資詐欺別に件数と

傾向を説明されたい。特に投資詐欺については、金融機関としても凍結するか否か判断が困難な例もあるようなので、運用マニュアルを作る等して、消費生活センター、国民生活センター、弁護士会等に周知する必要があると思うがどうか。

- Q 4 主に無登録業者によるいわゆる「利殖商法」について、未だに被害が絶えない現状を踏まえて、今後どのように対応を強化していく予定か。
- Q 5 ファンドについてはそれがどのようなものか内容を知るためにも、届出内容を一般にも開示するか、少なくとも当該ファンドの出資者やその代理人は閲覧謄写できるようにできないか。(後に詐欺的か否かの検証さえ、現状では困難である。)
- Q 6 FX取引には不招請勧誘制度が導入された。ファンド等著しい元本割れのリスクのある金融商品についても同制度を導入できないか。
- Q 7 金融商品取引法、金融商品販売法等において「適合性原則」に関する規定が置かれているところだが、関係法令における「適合性原則」の拡張について、検討しているものがあれば説明されたい。

施策番号 62

- Q 1 改正金融商品取引法の成立・施行や、施策の実施体制の整備を踏まえ、その後の運用状況の概要を説明されたい。
- Q 2 無登録業者等に係る情報収集にあたって、情報源としてどのような分野が有用であり、活用が考えられるか。

施策番号 48

- Q 1 FX取引業者やファンドの販売・運用業者について、平成 21、22、23 年度の処分件数と処分内容を開示されたい。特に平成 23 年 4 月以降今日までは具体的内容を含めて示されたい。また、平成 23 年 4 月以降の処分事案の顧客数と投資合計額、配当等消費者への還元はどうなっているか、把握されている内容について示されたい。

施策番号 46

- Q 1 多重債務相談・支援を端緒として、債務整理のみならずその者の生活再建に向けた制度横断的な支援が必要なケースがあると考えられるが、他省庁との連携も含め、そのようなケースに対応するためどのような事業を実施しているか。
- Q 2 クレジットカードのショッピング枠の現金化問題に対して具体的にどのような取り組みを進めているのか。

施策番号 50, 51, 52

- Q 1 IP 電話やバーチャルオフィス等犯罪ツールの多様化のため、被害者やその代理人、警察にとっても、責任者の捕捉が困難な傾向が顕著であると思われるが、どのような対策が講じられているか。
- Q 2 施策番号 52 について、どのような研究を行い、どのように捜査態勢が充実・拡張したか報告されたい。
- Q 3 消費者が被害者となる事犯において、刑事告訴・告発が受理されないということをよく聞く。受理の基準を明らかにされたい。また受理の決定権者は誰なのか、説明されたい。

施策番号 44-2

- Q 1 貴金属の訪問買取りの被害が拡大していることについて、警察庁において、古物営業法の適用等の観点を含め、今後どのように対応を行っていくのか、説明されたい。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行っていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

施策番号 67

- Q 1 公共料金等の決定の仕組みについて、昨年度の見直しの内容も含めて、詳しく説明されたい。特に、具体的にいかなる段階で利用者の意思が反映される手続きになっているか説明されたい。
- Q 2 公共料金等の決定における消費者庁の役割と、消費者庁へ協議があった場合の庁内手続き、判断基準を明らかにされたい。
- Q 3 消費者庁設立後の「物価問題に関する関係閣僚会議」、「物価担当官会議」、「物価安定政策会議」の現状(規約、メンバー表、開催実績)を明らかにされたい。
- Q 4 総務省による「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する

調査（平成 23 年 10 月）」の結果を踏まえて、消費者庁として、どのような点に検査検定、資格認定等に係る料金設定上の問題があり、いかなる対応策が考えられると分析しているか、検討されていることがあれば説明いただきたい。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
21	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	<p>消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省</p>	<p>継続的に実施します。</p>
22	<p>食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。</p>	<p>厚生労働省 農林水産省</p>	<p>継続的に実施します。</p>

施策番号 21, 22

- Q 1 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの促進のため、関係省庁は、それぞれ意見交換会等を開催しているが、意見交換会等で出された消費者の要望をどのように施策に反映させる仕組みをとっているのか。平成 22 年度で実施し、平成 23 年度に反映させた（あるいは反映させる計画の）具体例を挙げられたい。
- Q 2 食品のリスク評価について、食品安全委員会がリスクコミュニケーションとして意見交換会を開催しているが、そこでの議論には消費者・事業者からの反論も多いと見受けられる。開催することのみではなく、議論をどのように反映させるかが重要であると思われる。「具体的なデータに基づいた数値の確定」「科学的エビデンスのあるもの」から踏み込んだ説明を出席者が求めていることに対し、それはリスク評価ではなく、リスク管理の内

容であるとする事について、見解を伺いたい。

- Q 3 原発事故に関連する、放射性物質による食品への影響や風評被害に対して行っている対策について示されたい。
- Q 4 食品安全委員会の議論をもとに、厚生労働省において食品中の放射性物質に関する暫定規制値が示されたが、いつまで暫定なのか。また、その後の検討状況について示されたい。
- Q 5 新規の食品添加物の指定が相次いでいるが、その根拠は何か。また、食品添加物の使用に「総量規制」の考え方の導入は検討されないか。